

山口県働きやすい介護職場づくり支援事業費補助金交付基準

山口県働きやすい介護職場づくり支援事業費補助金交付基準の算定に係る計算は、以下のとおりとする。

項目	内容
1 補助対象日数	研修開始日から研修終了日までの期間全てを上限とする。 事業所において研修参加日のみを補助対象日数とすることも可能。 ※代替職員の給与形態が日給制又は時給制の場合は、研修開始日から終了日までの期間中の実際の勤務日数を、補助対象日数の上限とする。
2 日給単価・補助対象額の計算方法	日給単価の計算方法は以下のとおりとする。（ただし、交付要綱で定める基準額を超えない場合。） なお、給与には諸手当や保険料は含まない。 ○ 給与が年度途中で変わらない場合 ・日給単価：月給÷30.4（365日÷12月）※小数点以下切り捨て ・補助対象額：上記で算出した日給単価×補助対象日数 ・日給単価：日給のとおり ・補助対象額：日給単価×補助対象期間中の実際の勤務日数 ・日給単価：時給×1日の勤務時間（実際の勤務時間） ・補助対象額：日給単価×補助対象期間中の実際の勤務日数 ○ 給与が年度途中で変わる場合 ・日給単価：研修実施時点での代替職員の日給単価を算出する ・補助対象額：研修実施時点の日給単価×各期間の補助対象日数 （例） 6/1～6/30 時給 1,100 円 7/1～8/31 月給 220,000 円 （1,100×事業所が定める1日の勤務時間） ×6/1～6/30 までの期間の実際の勤務日数 + （220,000÷30.4） ×7/1～8/31 までの期間の補助対象日数